

第3章 西駒郷の役割

I 新たな自立支援給付事業体系における事業と運営

平成 18 年に施行された障害者自立支援法により、障害福祉サービスの事業体系が大きく変更され、従前は障害種別ごとに施設と居宅に区分されていたサービスが、改正後は、3障害一体で自立支援給付と地域生活支援事業に再編されました。

西駒郷では利用者ニーズ、サービス需給等の状況を検討した結果、新事業体系においては、次のサービスを提供することとします。

1 施設入所支援

個別支援会議の結果、施設入所支援が必要とされた場合でも、地域にある施設では受入れが難しい場合があります。

そこで、西駒郷は地域の施設としての役割だけではなく、社会生活上問題行動のある方及び障害の重い方等の受入れを含め、全県のセーフティーネット的な機能としての役割も果たしていきます。

また、そのために必要な、市町村等の関係機関との連携を図っていきます。

なお、入所された場合は、再び地域での生活ができるように、入所した直後から関係機関と連携して支援会議を重ね、地域に戻れるための支援を行っていきます。

2 短期入所

一時的に、今の生活や環境から避難することが有効な場合に、いつでも受け入れができる体制作りを図っていきます。

3 日中活動支援

地域の日中活動の場として、次の各サービスを提供していきます。

- ・生活介護
- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型・B型

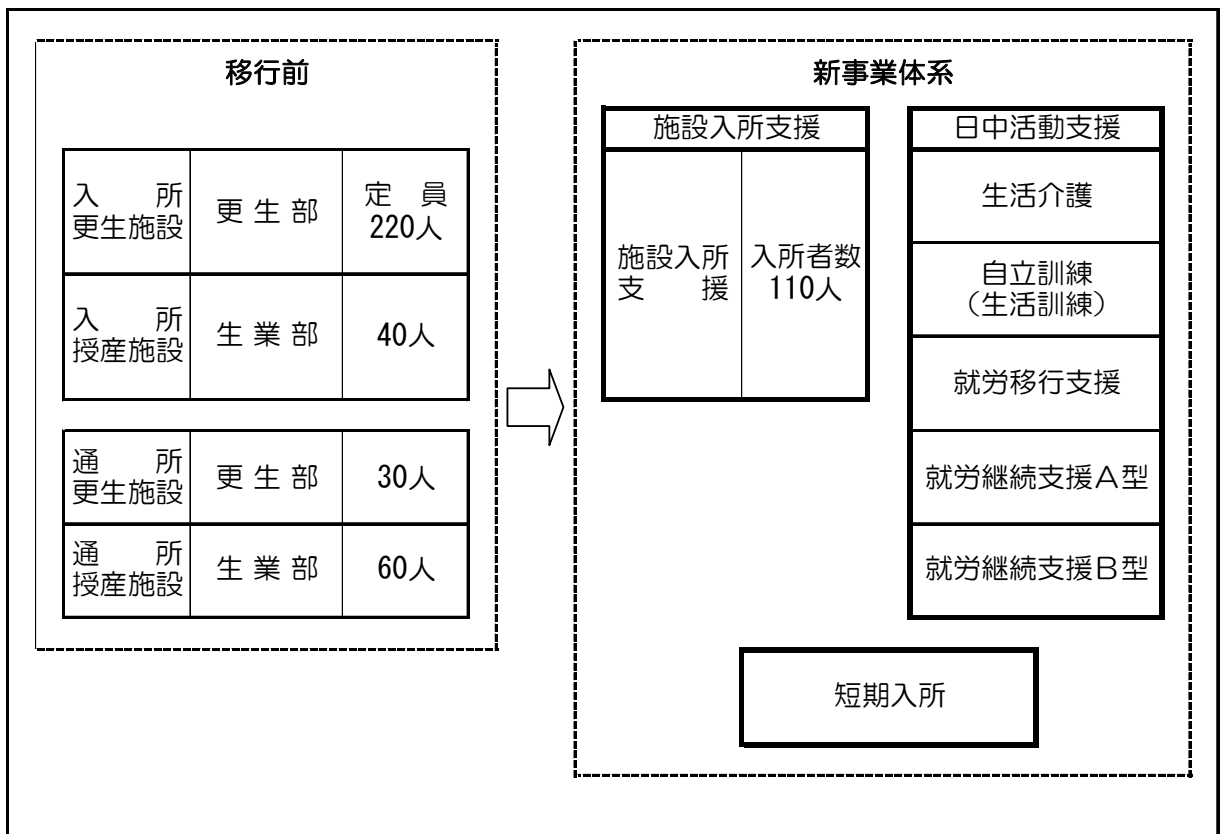
障害者自立支援法では、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、就労移行支援、就労継続支援の各事業が創設され、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、就労支援のための取組みが強化されました。

西駒郷では、地域での要望が強い就労継続支援A型を設置し、例えば、豆腐とどら焼きの製造・販売等により、最低賃金の確保を図り、利用者の自立と生活の向上のための積極的な支援をしていきます。

また、クリーニング科においては、近隣に設備がなく多くの需要が見込まれたことから、布団洗濯機と乾燥機の導入により新たに布団クリーニングの開始、林産科では、キャンプ場利用者や環境意識の高まりによるまきストーブ利用者が増えたことから、まきの自主生産による販売量の増加、軽作業科では、企業開拓により緩衝材の受注生産の開始、などの取組みも行っており、これらの取組みと合わせ、前年度（平成22年度）と比べて10%の工賃アップを目指します。

今後も、利用者の生活向上のために、積極的な情報収集と販路拡大により更なる工賃アップを目指し支援を行っていきます。

○新事業体系移行後



4 障害程度区分により入所が継続できないとされていた方への対応

障害者自立支援法施行時において、施設入所支援の対象は、障害程度区分4以上(50歳以上は障害程度区分3以上)の方とされていましたが、その後の改正(平成21年厚生労働省告示第172号)により、新事業体系へ移行する前に入所されていた方については、障害程度区分に関わらず、施設入所支援の対象とされるとともに、退所された場合でも、再度入所することができるようになりました。

また、現在、国において、障害者自立支援法の廃止とそれに替わる新たな法律の策定が検討されており、その結果次第では、障害程度区分そのものがなくなる可能性があります。

その動向を注視しながら、いずれにしましても、利用者及び家族に不安の生じることのないような対応を心がけていきます。

5 運営主体

西駒郷は、平成17年度から指定管理者制度を導入し、同年から平成20年度までの4年間を第一期、平成21年度から平成25年度までの5年間を第二期として、長野県社会福祉事業団が指定管理者として指定され、管理・運営をしています。

平成16年9月策定の「長野県社会福祉事業団改革実施プラン」と、その後平成20年1月に改定された「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」」により、平成25年度以降は、基本的に自立支援給付費に基づいて自立的に運営することされました。

ただし、①地域生活移行の推進に係る経費、②重度の入所者に係る特別の経費、③県有地及び県有施設の維持管理に係る経費、④分散して施設が建設されていることに伴い入所者数の減に比例して減らすことができない職員に係る経費は、引き続き財政支援を行うこととされています。

Ⅱ 支援内容の充実

利用者の高齢化、障害の重度化、多様化が進行している中で、「個人の特性や生活スタイル、支援の必要度合に見合った支援を行う」ことと、「利用者が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるよう支えていく」ためのサービスの向上と利用者の権利を擁護する取組みを積極的に行うことが必要であるとの提言が示されました。

これらのことを具体化するために、引き続き次のような取組みを行い、支援内容を充実していきます。

1 個別の障害特性に応じた支援

(1) 個別支援計画の策定と個別支援の充実

障害者自立支援法では、一人ひとりの能力や適性に応じた個別の支援を行うことが求められています。そのために、利用者のニーズを明らかにし、それに対するアセスメントをした上で、利用者に合わせて個別支援計画を立てて実践していく取組みをしっかりと行い、利用者に満足していただける支援を目指します。

特に、意思確認の難しい重度の利用者に対しては、生活全般の中でニーズを的確に把握する必要があります。西駒郷では、大集団の施設の中では、パニック等を起こす方が、小集団の中で支援を受けられる自活体験棟での生活体験で、落ち着いた生活を送る様子が見られました。こうした利用者の表情や行動の変化等を観察する中で、利用者のニーズの把握に努めていきます。

さらに、どんなに障害の重い方でも地域生活ができるよう、その実現に向けて今後も敷地内の施設を利用した自活体験等を積極的に活用するとともに、より多くの選択肢の中から自分の希望する生活を決めてもらうため、利用者が地域生活をイメージできるよう、グループホーム等での宿泊体験等の実施、日中活動の場として西駒郷以外の外部のサービス事業所の利用など、できるだけ多くの体験の機会を設けていきます。

また、利用者のニーズは、様々な体験や経験等を経ることで変化していきます

すので、アセスメントと個別支援計画の作成は繰り返し行っていきます。

自閉症や強度行動障害などの利用者に対しては、少人数グループの編成、固定化した少数職員の対応、統一した支援方法など「環境の構造化*」も積極的に図りながら、常によりよい支援が提供できるよう、外部の専門家等を交えたケース検討会を開催するなど支援の充実を図っていきます。

QOL*（生活の質）の向上のため、パーテーション等による個室化を進めるなど現在の居住施設を最大限活かし、可能な限り、プライバシーが守れる生活の場を確保するための努力をしてきた結果、ほとんどの居室を個室化することができました。今後は、残った居室の個室化を行っていきます。

（2）入所が続く方への支援

高齢の利用者を中心に、長年住み慣れた施設において、今後も生活することを希望される方がいます。これら利用者のための支援も行っています。

① 暮らしへの支援

充実した暮らしを送るためには、「生きがい」を見出すこと、「健康」を保持することが重要となります。

そこで、高齢化されたときは、従来の作業中心の活動から、ゆとりのある日課への転換を図るとともに、文化活動を含めた余暇活動などへの積極的な支援により「生きがい」となる活動を提供すること、食事面への配慮、レクリエーションやリハビリテーションなどによる体力の維持、障害歯科を含む医療全般について、地域内の医療機関との連携により、利用者の健康増進を図るなど「健康」に配慮し、個々の状況に応じた支援を通し、利用者が充実した暮らしを送れるようにします。

また、必要に応じて、住環境の整備にも配慮します。

② 介護や医療が必要な利用者への支援

高齢化により、排泄、食事、入浴等の介護に対する支援量の増加が予想されることから、今後、介護支援の知識・技術の習得が重要になりますが、一般的な老人介護と比べ、障害のある方の場合、一人ひとりの障害特性に応じて支援内容が異なることから、技術面では応用が必要になることが

考えられます。

また、たんの吸引・胃ろう等の医療的ケアは医療行為のため、現在、支援員は行えませんが、国において一定の条件のもと、支援員が行えるよう検討されています。

これらの支援体制については、今後構築していきます。

その他に、支援員の医療に関する知識と技術の習得・向上のため実施している研修会を、今後も利用者の健康状態を十分把握する中で、その都度必要なテーマを模索しながら拡充していきます。

2 サービスの質の向上に向けた取組み

(1) 職員の専門性の向上

利用者一人ひとりに応じた個別の支援を行うためには、利用者のニーズの把握、利用者の意向を反映した個別支援計画の策定及び実施、継続的なアセスメントを含む実施状況の把握、それに基づくサービス計画の見直しといった一連のケアマネジメント的手法による支援が必要です。

新事業体系移行後は、サービス管理責任者が中心となり、提供するサービス内容をはじめ目標設定、実施状況の把握、サービス内容の見直し・変更といった総合的な業務を行うこととなりますが、利用者に満足していただけるサービスとするためには、サービス管理責任者だけでなく、全職員の共通認識のもとに支援を行う必要があります。

西駒郷では、支援費制度開始と同時に個別支援のケアマネジメントを実施していますが、今後も利用者に満足していただけるサービスが提供できるよう、必要なケアマネジメント研修を行っていきます。

利用者ニーズの実現に向けた質の高いサービスを提供するためには、人材育成が重要な課題となります。従前から全職員を対象に、利用者のプライバシー保護と人権尊重の意識を徹底するための研修、救命講習、新規採用者を対象とした新任者研修などの所内研修を実施してきたところですが、今後も、研修内容の更なる充実に取り組んでいきます。

また、知的障害者福祉分野における対人援助技術や矯正施設等を退所した障害者等に対する支援プログラム、今後さらに重要性が増してくる自閉症・発達障害の療育プログラム、たんの吸引等の医療的ケアなどの専門的知識や技術も習得・保持できるよう、外部研修への参加を含めた職員研修を、積極的に実施し、併せて自己研修等を奨励し、専門性を常に維持・向上していきます。

(2) 利用者の権利の擁護

西駒郷では、職員行動規範を策定し、全職員が毎日唱和するとともに、利用者、保護者への満足度調査の実施、福祉サービス第三者評価の受審など、利用者の権利擁護に取り組むとともに、利用者及び家族が苦情や意見を自由に表現できる機会を保障してきました。今後も苦情や意見に対し迅速な解決が図れ、その後に個々の支援計画に反映させることのできる体制をさらに整備していきます。

また、成年後見制度の活用については、必要に応じてNPO法人等と連携し、制度の円滑な運用が図れるようにします。

Ⅲ 西駒郷の施設利用計画

1 現状と課題

西駒郷は、約 16 万㎡の広大な敷地の中に管理棟、4 つの居住棟、訓練棟及び作業棟などが駒ヶ根市と宮田村に分かれて点在しています。

西駒郷は、建築後 40 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。

また、基本構想策定当時、居室の多くは 4 人部屋で、1 人当たりの床面積は 3.3 ㎡程度と狭隘でしたが、その後、利用者の減少等と新たに建築したさくら寮の使用、まつば寮の改修・再使用により、ほとんどの部屋を個室化し、居住環境の改善を図りました。残った一部の部屋についても、今後、個室化を図っていきます。

2 各施設の利用計画

利用者の地域生活移行が進み定員規模が縮小していきますので、ここでは、将来的にどのエリアを使うのか、また、既存の施設をどう活用していくのかを明らかにします。

(1) 全体利用計画

西駒郷の将来像は、空床型のショートステイを含め 110 人規模の施設入所支援と生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援の各日中活動サービスを提供する障害者支援施設です。日中活動の各サービスへは、入所利用者及び地域の障害のある方が通所することとなり、合わせて 250 人規模を予定しています。

居住棟は、駒ヶ根市側の管理棟の周辺に集約することを基本としますが、一部は、宮田村側も活用していきます。

地域生活移行が計画どおりに進むと、入所利用者数は 106 人となります。その結果、利用しなくてもよい居住棟ができた場合は、その時に利用停止する棟を決定します。

日中活動の場として利用する施設は、駒ヶ根市側では、訓練棟、旧給食棟、会館を、宮田村側では、作業棟、農園芸科作業棟・作業所等とし、しらかば寮については、作業棟の休憩室として利用していきます。

なお、西駒郷の地域生活移行の取組みは、西駒郷基本構想が終了した後も変わらず続きます。取組みの結果、利用者数の減少等によりさらに使用しなくてもよい施設が出てきた場合は、その都度利用停止する棟を検討します。

(2) 居住棟の利用計画

基本構想策定時において、既存居住棟の最大の課題は、8畳程度の部屋に4人が生活していることでした。それまでも、室内の仕切や1人使用など、4人部屋の解消に努めてきましたが、1人当たりの占有面積が狭く根本的な解決には至っていませんでした。国の施設基準も、平成15年度から1人当たり面積が3.3㎡から6.6㎡（約4畳）に改正されました。

基本構想策定後、地域生活移行がほぼ計画どおり進行したこと及び新居住棟の利用を開始したことにより、ひまわり寮の一部を除き、個室となりました。残りの居室についても、個室化を図っていきます。

○居住棟の利用予定

| 〈居 住 棟〉 | H22年度 | | H25年度以降 |
|---------|-------|---|---------|
| さくら寮 | 60人 | ⇒ | 60人 |
| ひまわり寮 | 30人 | | 32人 |
| すみれホーム | 4人 | | 4人 |
| まつば寮 | 14人 | | 14人 |
| あすなろ寮 | 58人 | | 0人 |
| 計 | 166人 | | 110人 |

基本構想策定後、居住環境を改善し、利用者の高齢化等に対応するため、玄関等の段差解消、トイレの改修、エアコンの設置など、居住棟及び訓練・作業棟の改修、バリアフリー化を順次進めてきました。

今後も引き続き、必要な改修を行ってまいります。

(3) 自活訓練・自立生活体験

施設での生活が長い利用者が地域生活へスムーズに移行できるように、アカシアホーム等を利用した自活訓練や、すみれホームを利用した自立生活体験を

実施してきました。

今後も引き続き、これらの施設を使った自活訓練、自立生活体験を積極的に実施し、利用者の地域生活への移行を支援していきます。

3 利用の必要性がなくなった敷地、建物の活用

今後、入所機能の縮小等により、将来的にも利用の必要性がなくなった敷地、建物については、地元駒ヶ根市、宮田村とも協議しながら、有効な活用を検討します。

想定される活用例としては、地域住民による利用施設、地域との交流を目的とした施設、社会福祉法人やNPO法人などによる福祉目的の事業所への貸与、農場を市民農園として貸し出して、西駒郷利用者との交流につなげることなどが想定されます。